

(案)

漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び
休業中の許可に係る審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第69条の規定による漁業の免許申請、法第73条第2項第2号の規定による免許すべきものの決定、法第76条第1項の規定による漁業権の分割または変更及び法第88条第1項の規定による休業中の漁業許可について定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

(審査基準)

第2条 免許又は許可については、法第71条（免許をしない場合）、第72条（免許についての適格性）、第73条（免許をすべきものの決定）、第76条（漁業権の分割又は変更）、第83条（登録した権利者の同意）、第108条（組合員の同意）及び第88条（休業中の許可）に基づき審査する。

2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が申請する場合は、次の各号を満たすこと。

(1) 総会又は河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会（以下「河川総代会」という。）において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（第52条第6項及び第8項並びに第86条第2項並びに第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別会議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決（以下、併せて「特別決議等」という。）が行われていること。

(2) 組合等が定置網漁業又は区画漁業を営む場合には、定款に当該事業が記載されていること。

(3) 組合等がその有する区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁業権を分割（変更）する時は、法第108条に基づく同意を得ていること。

3 法第73条第2項第2号に該当する場合には、次の各号を満たすと見込まれる

者に対して免許をするものとする。

- (1) 漁業関係法令を遵守していること。
- (2) 漁具の適切な使用・設置を行うこと。
- (3) 漁場紛争が起こさない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組むこと。
- (4) 資源管理を適切に実施すること。
- (5) 漁具や養殖施設を放置するなど、他者の漁業生産活動を妨げないこと。
- (6) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しないこと。
- (7) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させないこと。
- (8) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていないこと。
- (9) 魚類防疫の観点から適切な対応をすること。
- (10) 漁獲量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大等に資する事業計画であること。

(添付書類)

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 共同申請する場合には、共同経営に関する契約書、持ち分に関する書類、代表者選定届、代表者を変更する場合には、代表者変更届
- (2) 定款
- (3) 規約
- (4) 登記事項証明書
- (5) 組合員、社員又は株主の名簿
- (6) 現住所を証する書類
- (7) 当該法人の事業歴並びに社員又は株主の職歴及びその出資状況に関する書類
- (8) 漁業に関する職歴に関する書類
- (9) 事業計画書
- (10) 漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は法第71条第2項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類

- (11) 法第 72 条、第 73 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類
 - (12) 第 2 条第 3 項の要件を満たすことを証する書類
 - (13) 年間の計画増殖量（内水面に係る第 5 種共同漁業権に限る）
 - (14) 組合法第 50 条第 4 号により、総会、河川総代会又は総会の部会において特別決議等で議決したことを証する書類（議事録の抄本）
 - (15) 分割（変更）の場合は、(13) の書類に変更される内容が具体的に記載されたもの
 - (16) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 5 条の飼育等の許可を得たことを証する書類
 - (17) 分割（変更）申請の場合には、分割（変更）申請理由書、その他分割（変更）内容に関する書類
 - (18) 分割（変更）の場合には、法第 83 条または第 108 条の規定に基づく同意書
- 2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この審査基準は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 漁業権（分割・変更）の免許及び休業中の許可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。

関連法

○行政手続法【抜粋】

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

○漁業法【抜粋】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

第72条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業権にあつては当該内水面において一年に

三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業権にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。)の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの

第73条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

第76条 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。

第83条 漁業権は、第百十七条第一項の規定により登録した先取特権若しくは抵当権を有する者（以下「登録先取特権者等」という。）又は同項の規定により登録した入漁権を有する者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

第87条 個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

第88条 前条の休業中においては、第七十二条第一項に規定する適格性を有する者は、第六十八条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

第106条

4 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の決議前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第七十二条第二項第二号の要件に該当することに

より同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては、当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

5 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

6 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす

第 108 条 第一百六条第四項から第六項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する団体漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

○水産業協同組合法【抜粋】

第 50 条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業、第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除第 51 条の 2 組合は、漁業法第七十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するものとして設定を受けた団体漁業権（同法第六十条第七項に規定する団体漁業権をいう。

以下この条及び第八十七条第九項において同じ。)を有しているときは、総会の決議を経て、当該団体漁業権に係る同法第六十二条第二項第一号へに規定する関係地区(当該組合の地区である区域に限る。)ごとに総会の部会を設け、当該団体漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項(同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。)についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

第51条の2

6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上が出席し、その議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の多数による決議を必要とする。

- 一 団体漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更
- 二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止